

伊勢市公報

第390号
令和4年2月7日
月曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市吹上駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則	10
告 示	
○ 令和3年度補正予算の要領について	12
○ 令和3年度補正予算の要領について	16
○ 令和3年度補正予算の要領について	20
○ 市議会臨時会の招集について	47
○ 伊勢市保健福祉会館の指定管理者の指定について	48
○ 伊勢市民活動センターの指定管理者の指定について	50
○ 伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設の指定管理者の指定について	51
○ 伊勢市産業支援センターの指定管理者の指定について	52
○ サンライフ伊勢の指定管理者の指定について	53
○ 伊勢市営住宅等の指定管理者の指定について	54
○ 道路の区域変更について	56
○ 道路の供用開始について	57
教育委員会告示	
○ 小俣北部公民館の指定管理者の指定について	58
○ 伊勢市小俣児童体育館の指定管理者の指定について	59
選挙管理委員会告示	
○ 令和3年10月31日執行伊勢市議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の公表について	60
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	63
公 告	
○ パブリックコメントの実施について	64
○ 公示送達	67
○ 公示送達	68

伊勢市吹上駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 2 号

伊勢市吹上駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市吹上駐車場条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「者」の次に「(以下「申請者」という。)」を加え、同条第 2 項中「前項の規定による利用許可申請」を「前項の申請書」に改め、「、駐車場を利用しようとする自動車の自動車検査証（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条に規定する自動車検査証をいう。）を添付の上」を削り、同項ただし書中「当該年度」を「年度」に、「ときの申請の期間」を「場合における申請について」に改める。

第 3 条第 1 項中「前条の規定により駐車場利用許可申請書を受理し」を「前条第 1 項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し」に、「申請書に」を「申請者に」に改め、同条第 2 項中「前条に規定する利用許可申請」を「前条第 1 項の規定による利用の許可の申請」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、年度の末日まで利用の許可を受けている者が、前条第 2 項の市長の定める期間において次の年度においても引き続き利用の許可を受けける意思を表示したときは、抽選によらず許可の決定をすることができる。

第 3 条第 3 項中「利用許可の期間」を「利用の許可の期間（以下「利用許可期間」という。）」に、「当該年度」を「申請に係る利用の期間の最後の月」に改め、同条第 5 項中「伊勢市吹上駐車場利用許可書紛失届」を「伊勢市吹上駐車場利用許可書紛失・破損届」に改める。

第 5 条中「許可を取り消そうとする」を「許可の取消しを求める」に、「前 1 月」を「前 5 日」に、「に利用許可書を添付の上、市長」を「を市長」に改める。

第7条を次のように改める。

(料金の納期限)

第7条 料金は、駐車場の利用許可期間の初日の属する月の前月末日（4月にあつては、同月末日）（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日（以下「休日等」という。）に当たる場合は、これらの日の翌日とする。）までに納付しなければならない。

2 条例第9条ただし書の規定により分納する場合は、月ごとの料金を当該利用する月の前月末日（4月にあつては、同月末日）（その日が休日等に当たる場合は、これらの日の翌日とする。）までに納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、月の途中で利用の許可を受ける場合その他市長が前2項の規定により難いと認める事由がある場合における納期限については、当該事由に応じて市長が指定する期日とする。

第8条第1項第2号中「利用許可」を「利用許可期間」に改め、同項第4号中「利用許可」を「利用の許可」に、「に係る料金の全額」を「の初日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、その日の属する月）の初日から利用許可期間の末日までの期間に係る料金の額」に改める。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第5号及び様式第6号中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市吹上駐車場条例施行規則の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市吹上駐車場条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市吹上駐車場利用許可申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住 所
申請者 氏 名
電 話
メールアドレス

次のとおり伊勢市吹上駐車場の利用許可を申請します。

なお、利用に当たっては、伊勢市吹上駐車場条例及び同条例施行規則を遵守します。

利 用 者 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ。	住 所	
	氏 名	
自動車登録番号 又は車両番号		
車 名 及 び 色	(車名)	
	(色)	
自動車の長さ及び幅	(長さ)	m
	(幅)	m
利 用 の 期 間	自 年 月 日	
	至 年 月 日	
支 払 方 法	全 納 ・ 分 納	
備考（市外の者は、勤務先の名称及び所在地を記入すること。）		

様式第2号（第3条関係）

（表）

伊勢市吹上駐車場利用許可書

許可番号（駐車位置）	番
自動車登録番号 又は車両番号	
利用許可期間	自 年 月 日
	至 年 月 日

年 月 日

上記のとおり、伊勢市吹上駐車場の利用を許可する。

伊勢市長



（裏）

利 用 者	住 所	
	氏 名	

注意事項

- 1 本許可書記載の自動車以外は、利用できません。
- 2 本許可書は、利用許可期間が終了したら返却してください。
- 3 本許可書は、折り曲げたり、汚したりしないでください。
- 4 駐車場を利用するときは、車内の見やすい箇所に掲示してください。
- 5 自動車を変更したときは、届け出てください。

様式第3号（第3条関係）

伊勢市吹上駐車場利用許可書紛失・破損届

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

次のとおり、伊勢市吹上駐車場利用許可書を紛失・破損しましたのでお届けします。
なお、紛失に伴い問題が生じたときは、責任をもって解決します。

許 可 番 号 (駐 車 位 置)		番
自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号		
利 用 者	住 所	
<input type="checkbox"/> 申請者と同じ。	氏 名	
紛失・破損の状況		

様式第4号（第5条関係）

伊勢市吹上駐車場利用許可取消承認申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

次のとおり伊勢市吹上駐車場の利用許可の取消しを申請します。

許 可 番 号 （ 駐 車 位 置 ）		番
自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号		
利 用 者	住 所	
<input type="checkbox"/> 申請者と同じ。	氏 名	
取 消 し を 希 望 す る 期 間	自	年 月 日
	至	年 月 日
理 由		

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

令和4年1月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第3号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(平成17年伊勢市規則第92号)の一部を次のように改正する。

第15条中「印鑑登録証明書交付申請書(様式第11号)」を「次に掲げる
事項を記載した申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 印鑑登録カードの登録番号
- (2) 登録者の住所、氏名及び生年月日(代理人が申請する場合にあって
は、登録者の住所及び氏名並びに代理人の住所、氏名及び生年月日)
- (3) 必要な通数

様式第11号を次のように改める。

様式第11号 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、この規則の施行後も、なお使用することができる。

伊勢市告示第7号

令和3年11月26日専決処分をした令和3年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和4年1月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和 3 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 3 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、9 0 2, 9 2 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、5 5, 5 0 4, 3 7 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		8,856,049	902,921	9,758,970
	2 国庫補助金	2,680,068	902,921	3,582,989
歳入合計		54,601,453	902,921	55,504,374

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費		20,848,100	902,921	21,751,021
	3 児童福祉費	8,046,414	902,921	8,949,335
合 計		54,601,453	902,921	55,504,374

伊勢市告示第8号

令和3年12月16日開議の市議会定例会で議決を経た令和3年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和4年1月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和 3 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 3 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、897,152 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、56,401,526 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		21,751,021	897,152	22,648,173
	3 児童福祉費	8,949,335	897,152	9,846,487
歳出合計		55,504,374	897,152	56,401,526

伊勢市告示第9号

令和3年12月24日開議の市議会定例会で議決を経た令和3年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和4年1月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和3年度 伊勢市一般会計補正予算（第10号）

令和3年度 伊勢市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、434,122千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、56,835,648千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方特例交付金		340,000	33,204	373,204
	1 地方特例交付金	90,000	33,204	123,204
17 国庫支出金		10,656,122	211,873	10,867,995
	1 国庫負担金	6,133,742	210,950	6,344,692
	2 国庫補助金	4,480,141	923	4,481,064
18 県支出金		3,652,232	70,476	3,722,708
	1 県負担金	2,364,079	72,546	2,436,625
	2 県補助金	910,735	△2,070	908,665
21 繰入金		4,463,838	26,766	4,490,604
	1 基金繰入金	4,395,392	26,766	4,422,158
23 諸収入		790,629	3,103	793,732
	5 雑入	746,516	3,103	749,619
24 市債		5,956,800	88,700	6,045,500
	1 市債	5,956,800	88,700	6,045,500
歳入合計		56,401,526	434,122	56,835,648

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		315,643	626	316,269
	1 議会費	315,643	626	316,269
2 総務費		4,864,102	15,336	4,879,438
	1 総務管理費	3,556,397	53,998	3,610,395
	2 徴税費	525,183	△33,621	491,562
	3 戸籍住民基本台帳費	368,422	△4,078	364,344
	4 選挙費	344,596	6,798	351,394
	5 統計調査費	34,374	△7,689	26,685
	6 監査委員費	35,130	△72	35,058
3 民生費		22,648,173	385,896	23,034,069
	1 社会福祉費	6,019,838	302,804	6,322,642
	2 老人福祉費	4,502,856	△24,666	4,478,190
	3 児童福祉費	9,846,487	9,791	9,856,278
	4 生活保護費	2,185,480	99,734	2,285,214
	5 人権政策費	79,270	1,820	81,090
	6 国民年金事務費	14,242	△3,587	10,655
4 衛生費		6,088,905	46,542	6,135,447
	1 保健衛生費	3,891,564	73,303	3,964,867
	2 清掃費	2,197,341	△26,761	2,170,580
6 農林水産業費		901,245	17,883	919,128
	1 農業費	715,621	15,871	731,492
	2 林業費	82,653	291	82,944
	3 水産業費	102,971	1,721	104,692
7 商工費		1,075,662	△39,851	1,035,811
	1 商工費	1,075,662	△39,851	1,035,811
8 観光費		823,926	△18,088	805,838
	1 観光費	823,926	△18,088	805,838
9 土木費		5,594,134	△3,020	5,591,114
	1 土木管理費	336,699	△5,803	330,896
	2 道路橋梁費	1,858,054	△12,782	1,845,272

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川費	554,835	7,464	562,299
	5 都市計画費	2,498,206	△4,734	2,493,472
	6 住宅費	318,531	12,835	331,366
10 消防費		2,878,844	△6,691	2,872,153
	1 消防費	2,878,844	△6,691	2,872,153
11 教育費		5,428,588	35,489	5,464,077
	1 教育総務費	2,255,256	33,489	2,288,745
	2 小学校費	579,932	4,163	584,095
	3 中学校費	370,432	7,661	378,093
	4 幼稚園費	137,911	△3,901	134,010
	5 社会教育費	579,390	△5,853	573,537
	6 保健体育費	1,505,667	△70	1,505,597
歳出	合計	56,401,526	434,122	56,835,648

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
2 総務費	1 総務管理費	庁舎等管理経費	47,069
3 民生費	3 児童福祉費	市立保育所施設整備事業	31,328
6 農林水産業費	3 水産業費	二見健康管理増進センター 維持管理経費	3,000
		水産物供給基盤機能保全事業	56,000
7 商工費	1 商工費	創業支援事業	8,000
11 教育費	3 中学校費	中学校整備事業	41,030

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
いせ市議会だより印刷製本業務委託	自 令和3年度 至 令和4年度	4,134
広報いせ印刷製本業務委託	自 令和3年度 至 令和4年度	31,589
スマートシティ推進事業業務委託	自 令和3年度 至 令和4年度	7,700

事 項	期 間	限 度 額(千円)
いせ市民活動センター管理運営委託	自 令和3年度 至 令和5年度	30,200
コミュニティバスデマンド運行業務委託	自 令和3年度 至 令和4年度	9,398
コミュニティバス運行業務委託	自 令和3年度 至 令和4年度	122,387
保健福祉会館管理運営委託	自 令和3年度 至 令和8年度	57,050
成年後見サポートセンター運営業務委託	自 令和3年度 至 令和4年度	11,979
生活困窮者自立相談支援等業務委託	自 令和3年度 至 令和4年度	21,749
就労準備支援事業業務委託	自 令和3年度 至 令和4年度	14,634
地域包括支援センター運営事業 (体制強化加算分)	自 令和3年度 至 令和4年度	36,000
家庭学習・生活支援事業業務委託	自 令和3年度 至 令和4年度	7,638
保育所等紙おむつ収集運搬業務委託	自 令和3年度 至 令和4年度	6,707
健康・医療電話相談業務委託	自 令和3年度 至 令和4年度	11,880
一般廃棄物収集運搬業務委託(その2) (令和3年度債務負担行為)	自 令和3年度 至 令和4年度	332,236
町内一斉粗大ごみ収集運搬業務委託	自 令和3年度 至 令和4年度	35,894

事 項	期 間	限 度 額(千円)
サンライフ伊勢管理運営委託	自 令和3年度 至 令和5年度	10,106
二見地域農産物等活用型総合交流促進 施設管理運営委託	自 令和3年度 至 令和8年度	28,145
産業支援センター管理運営委託	自 令和3年度 至 令和5年度	88,676
宮川堤公園観光客受入業務委託	自 令和3年度 至 令和4年度	4,087
伊勢への誘客促進事業	自 令和3年度 至 令和4年度	12,129
集大会・スポーツ合宿誘致補助金	自 令和3年度 至 令和4年度	2,000
雨水ポンプ場保守点検及び緊急対応 業務委託	自 令和3年度 至 令和6年度	195,437
市営住宅等管理運営委託	自 令和3年度 至 令和8年度	489,165
みなと小学校スクールタクシー運行 業務委託	自 令和3年度 至 令和4年度	1,754
小俣北部公民館ほか管理運営委託	自 令和3年度 至 令和6年度	14,949

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
一 般 単 独 事 業 債	1 9 3, 5 0 0	2 0 2, 0 0 0
防 災 対 策 事 業 債	1 4 1, 5 0 0	1 5 6, 3 0 0
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	1, 4 0 1, 4 0 0	1, 4 4 8, 4 0 0
緊 急 浚 渫 推 進 事 業 債	2 1, 5 0 0	3 9, 9 0 0

令和3年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和3年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、78,896千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,847,343千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		169,477	350	169,827
	1 総務管理費	158,423	350	158,773
3 国民健康保険事業 費納付金		3,223,647	15,120	3,238,767
	1 医療給付費分	2,153,858	15,120	2,168,978
4 保健事業費		203,152	△2,195	200,957
	1 特定健康診査等事 業費	171,416	△2,195	169,221
6 諸支出金		15,391	65,621	81,012
	1 償還金及び還付加 算金	14,601	65,621	80,222
合 計		12,768,447	78,896	12,847,343

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額(千円)
市町村事務処理標準システム導入業務委託	自 令和3年度 至 令和4年度	27,500

令和3年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和3年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、2,598千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,252,701千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		1,881,352	△2,598	1,878,754
	1 一般会計繰入金	1,881,352	△2,598	1,878,754
歳入合計		3,255,299	△2,598	3,252,701

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		56,507	$\Delta 2,598$	53,909
	1 総務管理費	51,857	$\Delta 2,598$	49,259
歳 出 合 計		3,255,299	$\Delta 2,598$	3,252,701

令和3年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、27,908千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、14,685,694千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		3,592,280	△3,022	3,589,258
	2 国庫補助金	829,005	△3,022	825,983
4 県支出金		1,775,083	△1,511	1,773,572
	2 県補助金	48,036	△1,511	46,525
6 繰入金		2,535,092	△22,068	2,513,024
	1 一般会計繰入金	2,278,431	△22,068	2,256,363
7 繰越金		163,051	△1,307	161,744
	1 繰越金	163,051	△1,307	161,744
歳入合計		14,713,602	△27,908	14,685,694

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		296,726	△20,557	276,169
	1 総務管理費	218,871	△20,557	198,314
3 地域支援事業費		370,797	△7,851	362,946
	1 地域支援事業費	370,797	△7,851	362,946
6 諸支出金		227,801	500	228,301
	1 償還金及び還付加算金	175,262	500	175,762
歳出合計		14,713,602	△27,908	14,685,694

令和3年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	1,047,316千円	1,362千円	1,048,678千円
ウ 老朽管更新事業	354,240千円	59千円	354,299千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 水道事業費用	2,575,690	△24,415		2,551,275
第1項 営業費用	2,429,070	△24,415		2,404,655

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,267,358千円」を「1,268,779千円」に改める。

（単位 千円）

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 資本的支出	2,033,724	1,421		2,035,145
第1項 建設改良費	1,641,294	1,421		1,642,715

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	318,454	△22,914	295,540

令和3年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,785,590千円	△2,577千円	2,783,013千円
キ ポンプ場更新事業	368,404千円	586千円	368,990千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	3,729,842	△4,930	3,724,912
第1項 営業費用	3,236,199	△4,930	3,231,269

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,796,581千円」を「1,794,590千円」に改める。

（単位 千円）

支		出	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	5,202,941	△1,991	5,200,950
第1項 建設改良費	3,523,514	△1,991	3,521,523

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	308,231	△6,651	301,580

令和3年度 伊勢市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度 伊勢市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,762,422千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、58,598,070千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		10,867,995	1,762,422	12,630,417
	2 国庫補助金	4,481,064	1,762,422	6,243,486
歳入合計		56,835,648	1,762,422	58,598,070

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費		23,034,069	1,762,422	24,796,491
	1 社会福祉費	6,322,642	1,762,422	8,085,064
歳 出 合 計		56,835,648	1,762,422	58,598,070

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額 (千円)
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業	1,040,000
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事務費	24,000

伊勢市告示第 10 号

伊勢市議会臨時会を次のとおり招集します。

令和 4 年 1 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 4 年 1 月 27 日（木） 午後 1 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場
- 3 付議すべき事件
 - (1) 令和 3 年度伊勢市一般会計補正予算（第 12 号）
 - (2) 令和 3 年度伊勢市一般会計補正予算（第 13 号）

伊勢市告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市保健福祉会館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 1 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称及び指定管理者となる団体

- (1) 名称 伊勢市小俣本町保健福祉会館
団体 伊勢市小俣町本町 3 番地
伊勢市小俣本町保健福祉会館運営委員会
委員長 近藤 慶満
- (2) 名称 伊勢市小俣元町保健福祉会館
団体 伊勢市小俣町元町 1092 番地 3
伊勢市小俣元町保健福祉会館運営委員会
委員長 竹中 直良
- (3) 名称 伊勢市小俣明野保健福祉会館
団体 伊勢市小俣町明野 1055 番地 4
伊勢市小俣明野保健福祉会館運営委員会
委員長 田端 忠男
- (4) 名称 伊勢市小俣宮前保健福祉会館
団体 伊勢市小俣町宮前 477 番地

伊勢市小俣宮前保健福祉会館運営委員会

委員長 太田 陽三

(5) 名称 伊勢市小俣湯田保健福祉会館

団体 伊勢市小俣町湯田 61 番地

伊勢市小俣湯田保健福祉会館運営委員会

委員長 南 清直

(6) 名称 伊勢市小俣北部保健福祉会館

団体 伊勢市小俣町明野 418 番地 8

明野第四自治区

区長 横山 幸恵

2 指定の期間

(1) 伊勢市小俣北部保健福祉会館以外の保健福祉会館

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(2) 伊勢市小俣北部保健福祉会館

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、いせ市民活動センターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 1 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定管理者となる団体

伊勢市前山町 1522 番地 39

特定非営利活動法人いせコンビニネット

理事長 伊東 俊一

2 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 1 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定管理者となる団体

伊勢市二見町松下 1335 番地

二見しょうぶロマンの森維持管理組合

組合長 大西 正紀

2 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市産業支援センターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 1 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定管理者となる団体

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 17 号

伊勢商工会議所

会頭 山野 稔

2 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、サンライフ伊勢の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 1 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定管理者となる団体

伊勢市八日市場町 13 番 13 号

一般社団法人伊勢地域勤労者福祉サービスセンター

理事長 坂谷 隆徳

2 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市営住宅、伊勢市特定公共賃貸住宅及び伊勢市小集落改良住宅の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 1 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称及び指定管理者となる団体

名称

(1) 伊勢市営住宅

勢田団地ほか 37 団地

(2) 伊勢市特定公共賃貸住宅

旭団地

(3) 伊勢市小集落改良住宅

黒瀬改良住宅ほか 1 団地

団体 F E 住宅管理共同企業体

代表者 伊勢市村松町 1364 番地 8

エクノフ株式会社

代表取締役 船谷 哲司

構成員 伊勢市村松町 1364 番地 8

船谷建設株式会社

代表取締役 船谷 哲司

2 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

伊勢市告示第 17 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 4 年 1 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	船江田尻線	船江 2 丁目 1616 番 91 地先から 船江 2 丁目 1628 番 6 地先まで	旧	4.0～5.0	93.0
			新	5.0～10.0	269.0

伊勢市告示第 18 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 4 年 1 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
船江田尻線	船江 2 丁目 1616 番 91 地先から 船江 2 丁目 1628 番 6 地先まで	令和 4 年 2 月 4 日

伊勢市教育委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、小俣北部公民館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

令和4年1月21日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

1 指定管理者となる団体

伊勢市小俣町明野 418 番地 8

明野第四自治区

区長 横山 幸恵

2 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

伊勢市教育委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、伊勢市小俣児童体育館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

令和4年1月21日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

1 指定管理者となる団体

伊勢市小俣町明野 418 番地 8

明野第四自治区

区長 横山 幸恵

2 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

伊勢市選挙管理委員会告示第1号

令和3年10月31日執行の伊勢市議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を別紙のとおり公表します。

令和4年1月18日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類 令和3年10月31日執行 伊勢市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 4,393,700円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	岡田 善行	所属党派	無所属	期間	11月1日から	第2回分
出納責任者氏名	岡田 善行				12月18日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額
		円	人 件 費	円
			家 屋 費 (選挙事務所費)	
			(集合会場費)	
			通 信 費	18,131
			交 通 費	
			印 刷 費	
			広 告 費	
			文 具 費	
			食 糧 費	
			休 泊 費	
			雑 費	
		その他の収入	18,131	
		今 回 計	18,131	今 回 計 18,131
		前 回 計	611,114	前 回 計 611,114
		総 計	629,245	総 計 629,245
		項 目		金 額
支出のうち公費負担相当額		ビラの作成		円
		ポスターの作成		356,490
		計		356,490
報告書受理年月日	令和4年1月4日		第2回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 令和3年10月31日執行 伊勢市議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 4,393,700円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	久保 真	所属党派	無所属	期 間	12月28日から	第2回分
出納責任者氏名	中村 剛太				12月28日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額
久保真後援会事務所（事務所費）	政治団体	65 円	人 件 費	円
久保真後援会事務所（事務所費）	政治団体	520		
久保真後援会事務所（通信費）	政治団体	756	家 屋 費 （選挙事務所費） （集合会場費）	5,157 (51,570)
久保真後援会事務所（通信費）	政治団体	6,048		
久保真後援会事務所（事務所費）	政治団体	508		
久保真後援会事務所（事務所費）	政治団体	4,064	通 信 費	6,804
久保真後援会事務所（雑費）	政治団体	1,000		
久保真後援会事務所（雑費）	政治団体	8,000		
			交 通 費	
			印 刷 費	
			広 告 費	
			文 具 費	
			食 糧 費	
			休 泊 費	
			雑 費	9,000
寄附 計8件		20,961		
その他の寄附 件				
その他の収入				
今 回 計		20,961	今 回 計	20,961
前 回 計		1,214,700	前 回 計	915,157
総 計		1,235,661	総 計	936,118
支出のうち公費負担相当額		項 目		金 額
		ビラの作成		30,040 円
		ポスターの作成		428,400
		計		458,440
報告書受理年月日	令和4年1月4日			第2回報告分

伊勢市上下水道事業告示第 2 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 4 年 1 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
428	株式会社 Water Pro 水坊主	津市垂水 2010 番地 44	令和 4 年 1 月 14 日

伊勢市公告第3号

伊勢市観光振興基本計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり伊勢市観光振興基本計画（案）を公表します。

なお、伊勢市観光振興基本計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和4年1月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市観光振興基本計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市産業観光部観光振興課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 令和 4 年 1 月 18 日（火）

至 令和 4 年 2 月 18 日（金）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市観光振興基本計画(案)」に対する意見として、伊勢市産業観光部観光振興課に持参、郵送、フ

ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市産業観光部観光振興課 伊勢市役所東館3階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 観光振興課

ファクシミリ 0596-21-5651

電子メール kanko-sinko@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

令和4年2月18日(金)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市産業観光部観光振興課 電話 0596-21-5566

伊勢市公告第 4 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 4 年 1 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第5号

公 示 送 達

下記の者の令和2年度軽自動車税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和4年1月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略